

## 農地法第5条第1項第6号の規定による届出部数及び添付書類

1 届出書（2部）

2 添付書類（各1部）

1	届出地（全ての筆）の土地の登記事項証明書（全部事項証明書）【法務局で取得する】
2	土地の位置を示す地図（住宅地図など。）
3	土地の登記事項証明書の住所と現住所が違う場合は住民票の写し
4	賃借権が設定されている農地の場合は、農地法第18条第1項の許可のあったことを証する書面
5	特定図（申請に係る土地が一筆の一部の場合。測量図で面積計算のあるもの。）
6	仮登記、地上権、地役権、処分禁止の仮処分等の登記の抹消同意書又は転用承諾書（印鑑証明書添付）
7	委任状（代理人による届出手続の場合）

※ 1 農業者年金の受給状況を確認してください。

2 転用目的によっては、上記以外にも添付書類が必要になる場合があります。